

令和 8 年 3 月

第 2 回（定例会）

# 香芝市議会議案

香 芝 市



目 次

承 第 1 号	令和7年度香芝市一般会計補正予算（第10号）の専決処分 の報告及び承認について----- 1 頁
議 第 2 号	香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例を制定 することについて----- 2 頁
議 第 3 号	香芝市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正することについて----- 4 頁
議 第 4 号	香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する ことについて----- 6 頁
議 第 5 号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例等の一部を改正することについて----- 8 頁
議 第 6 号	香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて---- ----- 1 1 頁
議 第 7 号	香芝市都市公園条例等の一部を改正することについて----- ----- 1 9 頁
議 第 8 号	香芝市下水道条例の一部を改正することについて----- ----- 2 5 頁
議 第 9 号	香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正すること について----- 2 7 頁
議第10号	令和7年度香芝市一般会計補正予算（第11号）について-- ----- 3 0 頁
議第11号	令和7年度香芝市一般会計補正予算（第12号）について-- ----- 3 1 頁
議第12号	令和7年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について----- 3 2 頁
議第13号	令和7年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号 ）について----- 3 3 頁
議第14号	令和7年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ いて----- 3 4 頁

議第15号	令和7年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）について----- 35頁
議第16号	令和7年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第1号）について----- 36頁
議第17号	令和8年度香芝市一般会計予算について----- ----- 37頁
議第18号	令和8年度香芝市国民健康保険特別会計予算について----- ----- 38頁
議第19号	令和8年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について----- ----- 39頁
議第20号	令和8年度香芝市介護保険特別会計予算について----- ----- 40頁
議第21号	令和8年度香芝市土地取得特別会計予算について----- ----- 41頁
議第22号	令和8年度香芝市財産区財産特別会計予算について----- ----- 42頁
議第23号	令和8年度香芝市下水道事業会計予算について----- ----- 43頁
議第24号	財産の無償譲渡について----- ----- 44頁
同第1号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて----- 46頁
同第2号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて----- 47頁
同第3号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて----- 48頁
同第4号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて----- 49頁

同第5号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----50頁
同第6号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----51頁
同第7号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----52頁
同第8号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----53頁
同第9号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----54頁
同第10号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----55頁
同第11号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----56頁
同第12号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----57頁
同第13号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----58頁
同第14号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----59頁
同第15号	香芝市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて-----60頁
諮第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて-----61頁
諮第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて-----62頁
諮第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて-----63頁



承第1号

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の  
報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度香芝市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年3月3日報告

香芝市長 三橋和史

議第2号

香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例を制定することについて

香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

## 香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定により香芝市が実施する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）において、事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の保護者が負担する費用（以下「利用者負担金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担金)

第2条 利用乳幼児の保護者は、事業を利用しようとするときは、利用者負担金を支払わなければならない。

2 利用者負担金の額は、利用乳幼児1人につき、1時間当たり300円とする。

(減免)

第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

(還付)

第4条 既納の利用者負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第3号

香芝市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

香芝市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

香芝市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「130,000円」を「1校につき130,000円」に、「児童・生徒数」を「児童及び生徒の数」に、「40円」を「80円」に、「110,000円」を「1校につき110,000円」に、「48,000円」を「1校につき48,000円」に、「70,000円」を「1施設につき70,000円」に、「乳児・幼児数」を「乳児及び幼児の数」に、「63,000円」を「1施設につき63,000円」に、「26,000円」を「1園につき26,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第4号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「第6項」を「第7項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、支給する費用弁償の額は、1週間の勤務時間が割り振られた日の日数を考慮して、規則で定める。

議第5号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正することについて

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を次のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（  
平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「保育士」の次に「（奈良県の区域に係る法第18条の  
29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。  
）」を加える。

第30条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項にお  
いて同じ。）」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項にお  
いて同じ。）」を加え、「以下この条」を「次項」に改める。

第45条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項にお  
いて同じ。）」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項にお  
いて同じ。）」を加え、「修了した者（以下この条）」を「修了した者（次項  
）」に改める。

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の一部改正)

第2条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例（令和6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「保育士」の次に「（奈良県の区域に係る児童福祉法（昭和  
22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。  
）」を加え、「この条例による改正後の」を削り、「改正前の香芝市家庭的  
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項にお  
いて「令和6年改正前条例」という。））」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年改正前条  
例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項  
の規定中「保育士」とあるのは、「保育士（奈良県の区域に係る法第18  
条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」とする。

(香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部改正)

第3条 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(令和7年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む」に改める。

(香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第6号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて

香芝市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

## 香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の2の2第1号ロ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号へ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号ロ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の5の3中「65万円」を「66万円」に改める。

第13条の6中「ことに」を「ことと」に改め、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の6の4第3号イ中「ロ又はハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の6の9中「24万円」を「26万円」に改める。

第13条の6の10中「ことに」を「ことと」に改め、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条の2、第16条の4、第16条の5及び第16条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第16条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第20条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、その世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額と

する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第13条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第13条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.31

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年額1,700円

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき年額200円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第13条の16 第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第15条の2第1項中「第10条の2」を「第10条の2各号」に、「又は介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額又は子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第16条の見出し中「、消滅」を「若しくは消滅」に改め、同条第1項中「増加」を「増加し、」に、「なくなった、若しくは」を「なくなった若しくは」に、「若しくは第13条の6の2」を「、第13条の6の2若しくは第13条の13」に改め、「第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を、「第16条の4第1項（同条第2項）の次に「又は第3項」を加え、「定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号（同条第4項）を「定める額、同条第4項（同条第5項又は第6項）に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の6第1項に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは第13条の6の2の額若しくは第13条の7」を「、第13条の6の2、第13条の7若しくは第13条の13」に、「第16条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号に定

める額」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第16条の4第1項に定める額、同条第4項に定める額」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第16条の6に定める額」に改める。

第16条の2第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第1号中「保険料賦課期日」を「保険料の賦課期日」に改め、「第3号」の次に「並びに第4項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に、「保険料賦課期日」を「保険料の賦課期日」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に、「保険料賦課期日」を「保険料の賦課期日」に改め、同条第2項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の7を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その

発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の2を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の2を乗じて得た額

第16条の3中「及び前条第1項」を「、第13条の6の3、第13条の8及び第13条の14並びに前条第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第4項」に改める。

第16条の4第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第16条の2第1項各号」とある

のは「第16条の2第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の15」と読み替えるものとする。

第16条の4に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第4項各号」と、「第13条」とあるのは「第13条の15」と読み替えるものとする。

第16条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に、「65万円」を「66万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「65万円」を「66万円」に改め、「17万円」との次に「、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の13」と、「66万円」とあるのは「3万円」と読み替えるものとする。

第16条の5に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額に

ついて準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の13」と、「66万円」とあるのは「3万円」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第4項各号」と読み替えるものとする。

第16条の6第1項中「及び第13条の8」を「、第13条の8及び第13条の14」に、同条第2項中「及び第13条の7」を「、第13条の7及び第13条の13」に改め、同条を第16条の7とし、第16条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第16条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条の2第4項、第16条の4第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の香芝市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第7号

香芝市都市公園条例等の一部を改正することについて

香芝市都市公園条例等の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

## 香芝市都市公園条例等の一部を改正する条例

(香芝市都市公園条例の一部改正)

第1条 香芝市都市公園条例(昭和52年条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 公園の管理(第3条—第13条)

第2章の2 工作物等の保管の手續等(第13条の2—第13条の6)

第3章 雑則(第14条—第22条)

第4章 罰則(第23条—第26条)

### 附則

第7条中「市」を「香芝市(以下「市」という。)」に改める。

第7条の4第1項第2号中「損傷」を「損傷し、」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、屋内プール全部専用利用(別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールのうち、屋内プールその他市長が規則で定める施設を団体で専用して利用することをいう。以下同じ。)をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の許可をする場合に準用する。この場合において、第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「前項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。
- 5 屋内プール全部専用利用及び屋内プール一部専用利用(別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールのうち、屋内プールの特定のコースを団体で専用して利用することをいう。以下同じ。)は、次に掲げる目的のための利用に限るものとする。
  - (1) 香芝市立の小学校及び中学校の授業
  - (2) 市長が必要と認める大会
  - (3) 市又は別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールに係る指定管理者が行う事業

第16条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号中「本市」を「市」に改める。

(香芝市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 香芝市都市公園条例の一部を改正する条例(令和7年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「別表第1」を「別表第1中「第7条関係」を「第7条、第7条の4関係」に改め、同表」に改める。

別表第3の改正規定を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条の2、第21条の6関係）

1 有料公園施設の使用料  
 (1) 香芝市高塚グラウンド

区分	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00	16:00～18:00	18:00～21:00
	850円	850円	850円	850円	850円	1,200円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示し、又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 香芝市内に在住し、又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

(2) 香芝市高塚テニスコート

区分（1コートにつき）	7:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示し、又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

(3) 香芝市スポーツ公園プール

室名	区分		使用料
プール	夏期	高校生以上	1日当たり800円 回数券（11日分）8,000円
		小・中学生	1日当たり400円 回数券（11日分）4,000円
	夏期以外	高校生以上	1日当たり600円 回数券（11日分）6,000円
		小・中学生	1日当たり300円 回数券（11日分）3,000円
	屋内プール全部専用利用		1時間当たり16,000円

	屋内プール一部専用利用			1コースにつき1時間当たり 1,800円		
室名	区分及び使用料					
多目的室	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	12:00～21:00	9:00～21:00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
会議室	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	12:00～21:00	9:00～21:00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
備考						
1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。						
2 小学校就学前の乳児及び幼児のプールの使用料並びに第7条の4第5項第1号に掲げる目的のため屋内プール全部専用利用をする場合における当該利用に係る使用料は、無料とする。						
3 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。						
(1) 入場料を徴収する場合						
(2) 商品等を展示し、又は販売する場合						
(3) その他これらに準ずる場合						
4 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。						
5 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。						

## 2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

議第8号

香芝市下水道条例の一部を改正することについて

香芝市下水道条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市下水道条例の一部を改正する条例

香芝市下水道条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項第1号を次のように改める。

(1) 水量使用料 次の表のとおりとする。

区分		1立方メートル当たり使用料金額
一般排水	公衆浴場（共同浴場を含む。）	90円
	その他の排水	140円
中間排水		190円
特定排水		240円

第27条第3項第2号中「次表」を「次の表」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議第9号

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正すること  
について

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

## 香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香芝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 損害補償（第4条—第25条）

第3章 雑則（第26条—第29条）

### 附則

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「市」を「香芝市（以下「市」という。）」に改める。

第8条の2第1項中「1年6箇月」を「1年6月」に改め、同条第4項中「新たに」を「、新たに」に改める。

第11条第2項中「向って」を「向かって」に改める。

第15条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第16条各号中「とき」を「とき。」に改める。

第16条の2第1項中「補償基礎額」を「、補償基礎額」に、「、遺族補償年金」を「遺族補償年金」に改め、同項第2号中「非常勤消防団員等」を「、非常勤消防団員等」に改め、同項第3号中「1000倍」を「1,000倍」に改める。

第21条中「3箇月」を「3月」に、「わからない」を「分からない」に改める。

第23条第2項中「、救急業務」を「救急業務」に改め、同条第3項中「当該傷病補償年金」を「、当該傷病補償年金」に改める。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改め、同表備考2中「1の」を「一の」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた香芝市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第10号

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第11号）について

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第11号

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第12号）について

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第12号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第12号

令和7年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

令和7年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、別紙  
のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第13号

令和7年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について

令和7年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第14号

令和7年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
について

令和7年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第15号

令和7年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
について

令和7年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第16号

令和7年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第1号）  
について

令和7年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第17号

令和8年度香芝市一般会計予算について

令和8年度香芝市一般会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第18号

令和8年度香芝市国民健康保険特別会計予算について

令和8年度香芝市国民健康保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を  
求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第19号

令和8年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第20号

令和8年度香芝市介護保険特別会計予算について

令和8年度香芝市介護保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第21号

令和8年度香芝市土地取得特別会計予算について

令和8年度香芝市土地取得特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第22号

令和8年度香芝市財産区財産特別会計予算について

令和8年度香芝市財産区財産特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

議第23号

令和8年度香芝市下水道事業会計予算について

令和8年度香芝市下水道事業会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

## 議第24号

### 財産の無償譲渡について

次の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

#### 1 譲渡する財産

##### 建物

（一棟の建物の表示）

所在 香芝市今泉363番地

構造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床面積 1階 245.70平方メートル

2階 123.19平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家屋番号 今泉363番の2

建物の名称 102号

種類 保育所

構造 軽量鉄骨造1階建

床面積 2階部分 118.59平方メートル

#### 2 譲渡の目的

保育及び教育の質を向上させ、志都美こども園の安定的かつ継続的な運営に資するため、建物の無償譲渡を行うものである。

3 譲渡の相手方

香芝市逢坂一丁目 3 7 4 番地 1

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会

理事長 高橋 進

4 譲渡する日

令和 8 年 4 月 1 日





同第3号

香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和8年3月31日付けで任期満了予定の香芝市農業委員会の委員の任命について、次の者を本市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████	平 山 巳根男	██████████





同第6号

香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和8年3月31日付けで任期満了予定の香芝市農業委員会の委員の任命について、次の者を本市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三 橋 和 史

住 所	氏 名	生 年 月 日
	木 南 佐 恵 子	















同第14号

香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和8年3月31日付けで任期満了予定の香芝市農業委員会の委員の任命について、次の者を本市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	澤 田 齊	██████████

香芝市固定資産評価員の選任につき同意を求めること  
について

香芝市固定資産評価員の選任について、次の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	田 中 宏 樹	██████████

諮第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月3日提出

香芝市長 三橋和史

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████	井 上 良 美	██████████



